

令和 6 年 8 月 2 9 日

組合員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

令和 6 年台風第 1 0 号による災害に かかる健康保険の取扱いについて

標記、令和 6 年台風第 1 0 号の災害により、災害救助法に基づき適用された地域において、下記の対象となる被災をされた被保険者及び被扶養者につきましては、医療機関等の受診に際し、窓口での一部負担金等の免除を行います。一部負担金等の免除を受けるには、別紙「健康保険一部負担金等免除申請書」により当組合へ申請が必要となります。

申請方法等の詳細につきましては、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

● 対象となる被災の範囲

- ・住宅の全半壊及び全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災（罹災証明のある方）
- ・主たる生計維持者が重篤な傷病を負った場合
- ・主たる生計維持者の行方が不明な場合

1. 被保険者証等の提示について

今般の災害による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、健康保険の被保険者等にあつては事業所名を申し立てることにより、受診できる取扱いとなっています。

また、被保険者証等を紛失した場合等の取り扱いについても、申請に応じ速やかに再発行を行います。

2. 一部負担金等の免除について

一部負担金等の免除を受ける場合は、別紙「健康保険一部負担金等免除申請書」に罹災証明書の写し等を添付のうえ、当組合に申請してください。申請書を確認し、『健康保険一部負担金等免除証明書』を交付しますので、医療機関等の窓口で被保険者証とあわせて提示してください。

3. 一部負担金の還付申請について

免除対象者の方ですでに一部負担金を支払っている場合は、申請により還付いたしますので、別紙「健康保険一部負担金等還付申請書」に領収書を添付して申請してください。なお、免除証明書の交付が済んでいない方は、同時に免除申請書の提出をしてください。

4. 保険料の納期限の延長及び納付猶予について

今般の災害により被災した事業所、任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予についても、その被害状況に応じて措置を行います。

※災害救助法適用地域の詳細につきましては、内閣府ホームページにてご確認ください。

内閣府防災情報のURL

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

なお、ご不明な点がございましたら、当健康保険組合までお問い合わせください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課

TEL : 06 - 6385 - 2851